（北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部改正）

第九条　北海道防寒住宅建設等促進法施行規則（昭和二十八年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「平成○○年度」を「　　年度」に改め、「平成」及び「印」を削る。

別記第二号様式中「平成○○年度」を「　　年度」に改め、「平成」を削り、「同年」を「　年」に改める。

別記第三号様式中「平成○○年度」を「　　年度」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第十条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第十六条の四**　法第三十二条第四項（法第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。 （総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十六条の五**　法第三十二条第五項（法第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。	（新設）
（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正） **第十一条**　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。	
（自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法） **第一条の二**　法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　複写機を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。）を複写すること。 二　（略） 三　自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第九条第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に転写し、これに記名すること。	（新設）
改正後	改正前
（自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法） **第一条の二**　法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　複写機を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。）を複写すること。 二　（略） 三　自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第九条第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に転写し、これに記名押印すること。	（自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法） **第一条の二**　法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　複写器を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。）を複写すること。 二　（略） 三　自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第九条第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に転写し、これに記名押印すること。